

Business News

第187号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、平成27年4月からの雇用関係助成金の改正ポイントについて、第182号に続いて社会保険労務士法人みらいコンサルティングに寄稿いただきました。

平成27年4月からの雇用関係助成金の改正ポイント（2）

今回は、平成27年4月に改正された雇用関係助成金のうち、活用が見込まれるものについて概要・ポイントをご説明します。

1. トライアル雇用奨励金の見直し

＜制度概要＞

職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、常用雇用へ移行することを目的に一定期間試用雇用する事業主に対して助成する。

改正ポイント

- ・対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合1人当たり月額最大4万円⇒「**5万円**」に拡充

2. 中小企業両立支援助成金（代替要員確保コース）の見直し

＜制度概要＞

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に対して助成する。

改正ポイント

- ・1人当たり15万円⇒「**30万円**」に拡充
 - ・育児休業取得者が、期間雇用者の場合に10万円加算
 - ・「くるみん」（※）取得企業については、適用期間、支給人数の優遇あり
- ※くるみんについての詳細は、厚生労働省の以下のページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/

3. キャリア形成促進助成金の見直し

＜制度概要＞

雇用する労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練等を行う事業主・事業主団体に対して助成する。

改正ポイント

- ・ものづくり人材育成訓練を創設。ものづくり分野において事業主が地域の事業主団体等と連携し、OJTとOff-JTを組み合わせると一定の訓練を実施した場合に訓練期間中の経費や賃金の一部を助成する。
 - ※賃金助成：1人1時間当たり「**800円（大企業400円）**」
 - ※経費助成：「**実費相当額の2/3（大企業1/2）**」
 - ※OJT実施助成：1人1時間当たり「**700円（大企業400円）**」
- ・育休中・復職後等能力アップコースの経費助成率の引上げ
 - ※経費助成：実費相当額の1/2（大企業1/3）⇒「**実費相当額の2/3（大企業1/2）**」に引上げ

※平成27年度の改正は上記の他多数あります。詳細は厚生労働省HP(<http://www.mhlw.go.jp/>)等で随時公表が予定されています。

※上記の内容は平成27年5月1日現在のものです。内容が変更されることがあります。また、助成金の支給にはその他一定の要件があります。最新の内容は都道府県労働局等にご確認ください。

(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。Eメール: keiei_support@ms-ins.com

三井住友海上火災保険㈱ 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443/FAX03-3259-9398 URL <http://ms-keiei-support.com/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様にご有益な情報を提供しています。

15-ニュース-227